

欧州における安全性向上による自転車利 用促進施策－交通規制を事例として－

ながせ ゆういち
永瀬 雄一

交通経済研究所副主任研究員

■はじめに

欧州では、温室効果ガス排出量の削減を目的として自動車利用の抑制が進められている。その代替手段として自転車利用が促進されており、自転車利用促進施策として、自転車専用道や駐輪場の整備とともに、交通規制の改正も行われている。

本稿では、交通規制の改正の一事例として、赤信号時の右折（日本でいう左折）許可特例規制により自転車利用を促進している、オーストリア・ウィーン市の事例を紹介する。

■交通規制による自転車利用促進

自転車利用促進の懸念事項の一つとして、交差点での安全性が挙げられる。2022年の統計によれば、欧州のEU加盟国27か国における自転車利用者の死亡事故の31.8%は交差点で起こっていることから、欧州では、交通規制を改正することで交差点における事故を予防し、自転車利用に対する安心を感じてもらうことで、自転車利用促進につなげたい考えだ。

この交通規制の改正による自転車利用促進の一例として挙げられるのが、赤信号時における

自転車の右折許可特例規制である。欧州では自動車向け信号が赤信号時に自転車の右折が（場所によっては直進も）許可されている交差点がある。これは、交差点での大型トラックによる自転車の巻き込み事故を減らすことを目的としている規制である。2013年頃に発表された2005年～2010年における欧州のデータでは、自転車利用者の死亡事故の1割以上、多い国では4分の1以上が交差点での大型トラックによる巻き込み事故であるとされ、その原因として交差点において自転車が大型トラックの死角に入ってしまうことが挙げられている。そのため、赤信号時であっても先に自転車を右折させることで大型トラックと自転車との接触機会を減らすことで、交差点での大型トラックによる自転車の巻き込み事故を減らす、という考え方である。

■ウィーン市の事例

ウィーン市は、移動をより気候変動に配慮したものにするために、2025年までにウィーン市民の移動の80%を公共交通機関、徒歩、自転車とすることを目標に掲げ、2011年から自転車道の整備・拡張や、サイクル・ハイウェイ¹、駐輪

¹ 中距離帯における自転車通行空間で、自動車から構造的に分離した形で整備されるもの。交通経済研究所交通トピックス「自転車インフラ整備の必要性－

自転車の観点から観るTEN-Tの改訂－」

(<https://www.itej.or.jp/cp/wp-content/uploads/katsudou/kt20240808.pdf>)等を参照のこと。

場といった自転車インフラ整備とともに、子ども向けの自転車教室、中学生までを対象とした自転車教育、自転車購入補助、自転車整備相談等といったソフト施策も含め、自転車利用者を増やすための包括的な施策を講じている。その一環として、グリーンプファイル（Grünpfeile）と呼ばれる標識の設置が進められている。グリーンプファイルとは「緑の矢印」を意味し、その標識には、緑色の矢印のほか、自転車のピクトグラム、「一時停止（nach Halt）」というメッセージが表記されている（図1）。

図1 グリーンプファイル イメージ



出典：Stadt Wien/Christian Fürthner

2022年10月の道路交通法改正において、自転車利用者の赤信号での右折とT字路における直進が、条件付きではあるが可能となった。その

条件とは、①一時停止をすること、②他の道路利用者、特に歩行者や、信号によって承認された方向に走行している車両を妨害したり、危険にさらしたりすることが予想されないこと、③信号機にグリーンプファイルが設置されていること、の3つであり、この条件を満たしたときに、自転車利用者は赤信号においても右折ができ、また車両交通が右側から横断することができない交差点（T字路）において直進することができる、とされている（図2）。

グリーンプファイルは、2022年10月に始まった時点では10か所に設置されているに過ぎなかったが、2024年9月時点では529か所（右折用419か所、直進用110か所）まで増えている。ウィーン市では、基本的に信号機は自動車を規制するように設計されており、自転車の流れや安全性は最適化されていない。そのためグリーンプファイルの導入、また導入箇所の拡大によって、自転車利用者の信号待ち時間の削減・速達性の向上といった移動快適性の向上とともに、右折時の自動車、特に大型トラックによる巻き込み事故を予防し、交差点での安全性への懸念を払拭したい考えだ。

■さいごに

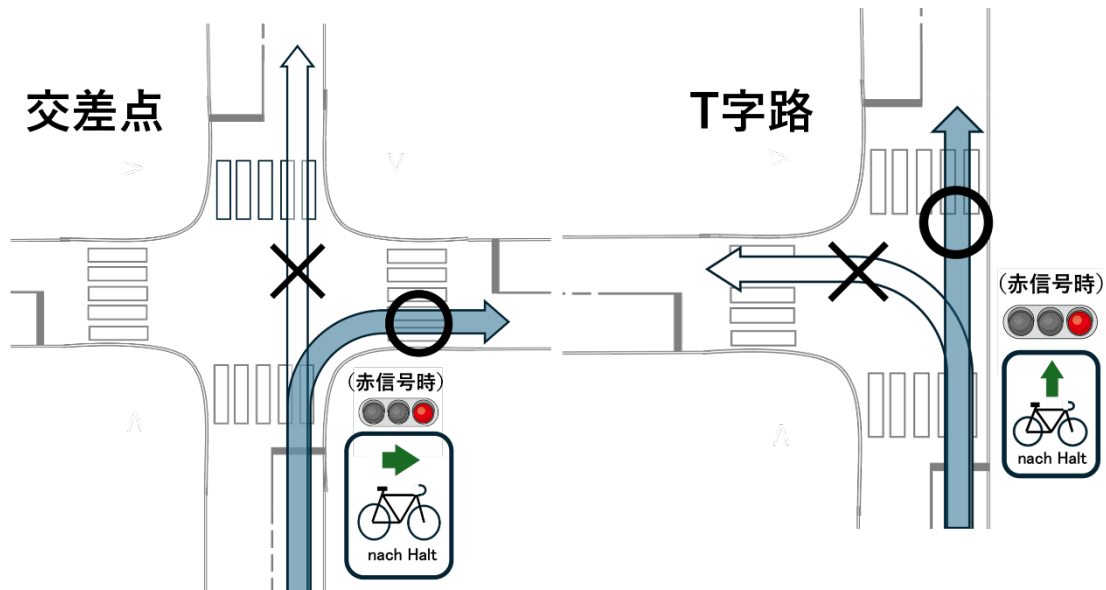
欧州では、国連欧州経済委員会が自転車利用促進を進めている。同委員会の自転車インフラ専門家グループは、赤信号時における自転車の右折許可特例規制について、大型トラックの死角から自転車利用者を守るためのグッド・プラクティスとして評価しており、欧州全域に係る道路標識・信号に関する国際条約に当該規制を含めることを示唆している。

わが国においても、交差点での左折（欧州における右折）巻き込みによる自転車事故は多く、2023年では9,916件と自転車事故総数の17%を占め、大きな懸念事項となっている。わが国においては、自転車の歩道通行や車道の逆走が散

見られるが、本来自転車は軽車両として位置付けられており、車道の左端、もしくは自転車通行帯を通行することとされ、基本的には車両用の信号機によって規制されている。このことから、欧州と同様に赤信号時における自転車の

左折許可特例規制は、交差点における巻き込み事故対策として検討すべき施策であると考え

図 2 グリューンプファイレが設置された交差点・T字路の赤信号時の自転車の右折・直進イメージ



出典：「Einsatzkriterien für die Zusatztafel mit Grünpfeil für den Fahrradverkehr」より筆者作成